

DMOに対する東部広域の支援について

新たに設立するDMO(観光地域づくり法人)については、東部広域が事務局を担当している鳥取・因幡観光ネットワーク協議会が観光庁に申請し、「日本版DMO 候補法人」として登録されているものである。

このたび、このDMOが法人化されるに当たり、東部広域としても東部圏域の地域振興に大きく寄与するものであることから、次の支援を行おうとするもの。

1. 財政的支援

(1) 第2種旅行業登録に必要な経費を支援

営業開始日(平成30年4月1日)までの第2種旅行業取得を支援するため、因幡ふるさと振興事業費特別会計において、平成29年度補正予算として以下を計上する。※因幡ふるさと振興基金の果実の範囲内

- ①DMOが新たに設ける一般社団法人基金への拠出
 - ・拠出額…出資金として5,000千円(投資及び出資金)
 - ・第2種旅行業登録に必要な基準財産700万円を確保するため
- ②第2種旅行業登録に必要な(一社)全国旅行業協会への分担金
 - ・補助金…2,200千円(10/10補助)
- ③(一社)全国旅行業協会等への加入金
 - ・補助金…827千円(10/10補助)
 - ・協会への加入により、②の分担金が11,000千円から2,200千円へ

(2) 運営支援

軌道に乗るまでの間、DMOに対する運営支援として、因幡ふるさと振興事業費特別会計において年額2,244千円を計上し補助する。

※因幡ふるさと振興基金の果実の範囲内

2. 人的支援

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本組合としてもDMO(一般社団法人)に対し職員派遣が可能となるよう、必要な条例を整備するもの。

- ・内容については、鳥取市の同条例を準用
- ・4月1日から職員1名を派遣予定